

「柏原市介護保険パンフレット」協働発行业務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、柏原市の介護保険に関するサービス情報、行政サポート情報、保険料の情報、介護認定申請及び総合事業の案内等（以下「行政情報」という。）を分かりやすく、利用しやすいようにまとめて掲載した「柏原市介護保険パンフレット」（以下「制度冊子」という。）を柏原市と協働発行业務者が、協働して発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

（制度冊子の構成等）

第2条 制度冊子は、協働発行业務者が編集した柏原市の提供する行政情報等と企業等の広告により構成されるものとする。

2 前項に定めるもののほか、制度冊子の仕様については、別に定める「柏原市介護保険パンフレット」協働発行业務仕様書による。

（協働発行业務者の資格）

第3条 協働発行业務者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 柏原市の入札参加資格名簿に登録されていること。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画を認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- （4） 民事再生法（平成11年法律225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画を

認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 本事業に係る協定締結までに、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止業者又は指名回避業者とならないこと。

(6) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）に基づく入札等排除措置を受けていない者であること。

(7) 本事業と同種又は類似する業務実績及び協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有すること。

(8) 国税、都道府県税及び市町村税並びに柏原市の徴収金を滞納していないこと。

（協働発行事業者の募集及び応募）

第4条 協働発行事業者の募集は、別に定める「柏原市介護保険パンフレット」協働発行事業に係る企画提案募集要領（以下、「募集要領」という。）に基づき、柏原市ウェブサイトで公募するものとする。

2 協働発行事業者になろうとする者（以下「申込者」という。）は、「柏原市介護保険パンフレット」協働発行事業参加申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、募集要領に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（協働発行事業者の選定）

第5条 市長は、協働発行事業者の選定に当たり、「柏原市介護保険パンフレット」協働発行事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

2 選定委員会は、申込者の応募内容に基づき第3条の資格を審査し、それに適合する者の提案内容に基づき、1者を協働発行事業者候補として選定する。

3 市長は、選定委員会から報告のあった選定結果を申込者に通知するものとする。

（費用負担）

第6条 協働発行事業への応募、制度冊子の企画、デザイン、編集、

印刷製本の発行等に要する一切の経費は、協働発行业業者が負担し、柏原市は一切の費用を負担しないものとする。

(原稿の作成及び審査)

第7条 協働発行业業者は、柏原市の提供する行政情報等を編集して制度冊子の原稿を作成し、制度冊子の発行前に当該原稿について市長の承認を得なければならない。

2 市長は、協働発行业業者から原稿の提出を受けたときは、提供した行政情報等の校正をし、協働発行业業者が掲載しようとする広告等が柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱及び柏原市広告掲載基準に適合するかを審査し、必要な場合は協働発行业業者に原稿の修正を指示するものとする。

(協働発行业業者の責務)

第8条 協働発行业業者は、制度冊子の発行に関する事項(行政情報の内容に係るものを除く。)のすべてについて、一切の責任を負うものとする。

2 協働発行业業者は、制度冊子への広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、協働発行业業者又は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、柏原市の責めに帰す場合は、この限りではない。

(広告等の掲載内容の変更及び取り止め)

第9条 協働発行业業者が、制度冊子に掲載する広告または地域情報の内容を変更し、又は取り止めようとする場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告等の掲載内容を変更する場合で、既に納入した制度冊子があるときは、市長と協議の上、協働発行业業者の責任において速やかに対応するものとする。

(発行の取り消し)

第10条 市長は、協働発行业業者が次のいずれかに該当するときは、当該協働発行业業者による制度冊子の発行を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、協働発行业業者の決定を受

けたとき。

(2) 市長が指定する日までに制度冊子の原稿を提出しないとき。

(3) 市長が指定する日までに制度冊子を納入しないとき。

2 市長は、前項の規定により制度冊子の発行の取り消しを決定したときは、協働発行业業者に通知するものとする。

3 第1項第1号の事由により前項の取り消し決定を受けた協働発行业業者は、既に納入した制度冊子がある場合は、市長と協議の上、これを回収するなど速やかに対応しなければならない。

4 第1項の規定による取り消しにより生じた協働発行业業者の損害について、柏原市は弁償しない。

附 則

この要綱は平成30年1月1日から施行する。